

平成 19 年 8 月 10 日
神 奈 川 県
横 浜 地 方 気 象 台

土砂災害警戒情報の発表開始について

**平成 19 年 9 月 1 日から、神奈川県で
土砂災害警戒情報の発表を開始します。**

神奈川県と横浜地方気象台は、土砂災害警戒情報を平成 19 年 9 月 1 日（土）から共同で発表します。この情報は、横浜地方気象台から神奈川県安全防災局を通じて市町村に伝達するとともに、報道機関の協力を得て県民への周知を図ります。

1．土砂災害警戒情報の目的

この情報は、土砂災害の防止・軽減のため、大雨による土砂災害の危険度が高まった時に発表するもので、市町村長が防災活動や住民への避難勧告等の災害応急対策を適時・適切に行えるよう支援することや住民の自主避難の判断に利用してもらうことを目的としています。

2．土砂災害警戒情報が対象とする土砂災害

降雨による土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象とします。

3．土砂災害警戒情報の発表単位

市町村を発表単位とし、県内全市町村を発表対象とします。

なお、横浜市と相模原市については市域を 2 分割して発表します。

4．土砂災害警戒情報の発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目に該当する場合、神奈川県と横浜地方気象台が協議して行います。

【発表】

- ・大雨警報発表中に降雨の実況又は 2 時間先までの予測が監視基準に達した場合

【解除】

- ・降雨の実況や予測などから監視基準を下回り土砂災害のおそれが少ないと判断した場合

5．土砂災害警戒情報文の内容

情報の内容は、文章と図を組み合わせたものです。（別紙参照）

文章部分では土砂災害発生の危険度が高まった地域（警戒対象地域）及び土砂災害のおそれが少なくなった地域（警戒解除地域）を市町村単位で記述すると共に、警戒事項を簡潔な内容で記述します。図の部分では、警戒対象地域と警戒解除地域をそれぞれ市町村ごとに色分けして表示します。

6．大雨警報の切り替え（重要変更）の発展的解消

横浜地方気象台は、土砂災害警戒情報の発表開始に合わせ、大雨警報の切り替え（重要変更）を発展的に解消し、今後、土砂災害への警戒の呼びかけは、「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」によることとします。

本件に関する問い合わせ先

神奈川県県土整備部砂防海岸課

電話：045-210-6508

横浜地方気象台防災業務課

電話：045-621-1999

土砂災害警戒情報（共同発表）のイメージ

Page 1

神奈川県土砂災害警戒情報 第〇号

平成〇年〇月〇日 〇時〇分
神奈川県 横浜地方气象台 共同発表

【警戒対象地域】

- 東部 ○横浜・川崎 横浜市南部*
○三浦半島 全域（横須賀市* 鎌倉市 逗子市 三浦市* 葉山町）
- 西部 ○西湘 箱根町

【警戒解除地域】

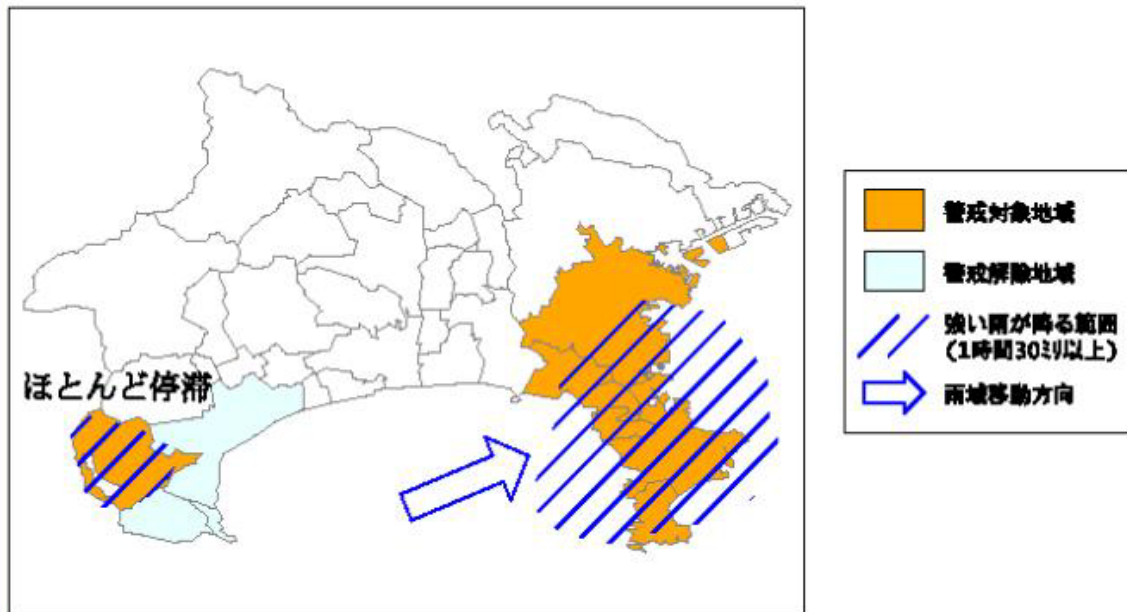
- 西部 ○西湘 小田原市 真鶴町 湯河原町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

（対象地域拡大）

降り続く大雨のため、土砂災害の危険度の非常に高い状態が続いており、今後2時間以内に、横浜市南部、横須賀市、三浦市にも広がる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒してください。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は、多いところで60ミリです。



(注) 横浜市北部：鶴見・神奈川・旭・港北・保・青葉・磯辺・泉・瀬谷の各区
横浜市南部：西・中・南・港南・保土ヶ谷・磯子・金沢・栄・戸塚の各区
相模原市東部：相模原市西部の区域を除く相模原市の各町
相模原市西部：井久井町・相模灘町・綾山町・森野町

問い合わせ先
045 - 210 - 6508 (神奈川県土砂災害対策課)
045 - 621 - 1991 (横浜地方気象台技術課)